

ひとり親家庭自立支援給付金事業



自立支援教育訓練給付金		高等職業訓練促進給付金	
事業内容	ひとり親家庭の方が、仕事に必要な資格や技術を身につけるため、事前の就業相談を通じて指定した講座(受講対象講座)を受講し、修了後に決められた手続きをすれば、支払った費用の一部を支給します。		ひとり親家庭の方が、就職や転職に有利な資格(看護師、保育士等)を取得するため、養成機関で訓練を受ける場合に、修業期間の安定した生活の支援のため訓練促進給付金を支給します。
支 給 額	①雇用保険の教育訓練給付金制度の教育訓練給付金の受給資格がない方：受講費用の6割相当額(上限200,000円) 〔専門実践教育訓練給付金は、6割相当額が修学年数に400,000円を乗じて得た額を超える時は、修学年数に400,000円を乗じて得た額(上限1,600,000円)〕 ②①以外の方：①に定める額から、受給された教育訓練給付金の額を差し引いた金額 ※①・②で算出された額が、12,000円を超えない場合は、支給の対象となりません。	促進給付金	市民税非課税世帯：月額 141,000円 市民税課税世帯：月額 70,500円 (最終学年時は、月額110,500円)
		修了支援給付金	市民税非課税世帯：50,000円 市民税課税世帯：25,000円
対象となる講座・資格	①雇用保険法(施行規則)の規定による「一般教育訓練給付金」「特定一般教育訓練給付金」「専門実践教育訓練給付金」の指定教育訓練講座 ※専門実践教育訓練給付金の指定講座は、資格の取得を要件とするものに限ります。 ②市長が市の実情に応じて認める講座	①看護師・准看護師 ②介護福祉士 ③保育士 ④理学療法士 ⑤作業療法士	⑥歯科衛生士 ⑦社会福祉士 ⑧助産師 ⑨保健師 ⑩市長が市の実情に応じて認める資格
ひとり親家庭専門学校等受験対策給付金			
事業内容	就職に有利な資格取得のため、専門学校等受験対策講座(予備校など)を受講する場合にかかる経費について、講座の受講費用の一部を支給します。		
給付金の種類	受講修了時給付金		合格時給付金
支 給 額	受講費用の6割相当額 (上限 200,000円)		受講費用の4割相当額 (上限 130,000円)
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業			
事業内容	ひとり親家庭の方の学び直しを支援するため、高等学校卒業程度認定試験に合格するための講座を受講し、修了したとき及び合格したときに講座受講費用の一部を支給します。また、ひとり親家庭の25歳未満のお子さんも対象とします。		
給付金の種類	受講開始時給付金	受講修了時給付金	合格時給付金
支 給 額	受講費用の3割相当額 (下限 4,000円 上限 75,000円)	受講費用の6割相当額から開始時給付金を差し引いた額(下限 4,000円、上限開始時給付金と合わせて150,000円)	受講費用の4割相当額 (開始時・修了時給付金と合わせて上限 250,000円)
対象となる講座・資格	高等学校卒業程度認定試験の合格を目標とする講座(通信制講座を含む)で、市長が適当と認めたもの		

給付金を受けるための手続き

ひとり親家庭自立支援給付金事業の申請にはひとり親家庭サポーターによる事前相談が必要です。
また、支給できる方の審査基準がありますので、お住まいの区の保健福祉(福祉)課のひとり親家庭サポーターまでお問い合わせください。(2ページ掲載)

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業を実施しています

ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金を活用して、養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得をめざすひとり親家庭の親に対し、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ることを目的として、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金(入学準備金として500,000円以内)を貸し付けています。大阪市の補助事業として、社会福祉法人大阪市社会福祉協議会が実施しています。
詳しくは、大阪市社会福祉協議会までお問い合わせください。(☎06-6765-5606)



発行 大阪市こども青少年局
母子・父子福祉センター 大阪市立愛光会館 指定管理者
公益社団法人 大阪市ひとり親家庭福祉連合会

ひとり親家庭等の方が利用できる制度・事業一覧

	制度・事業名	内容	お問い合わせ先
就業支援	ひとり親家庭サポーターによる相談	2ページをご覧ください。	お住まいの区の保健福祉(福祉)課
	ひとり親家庭等就業・自立支援センター		ひとり親家庭等就業・自立支援センター (☎06-6371-7146 愛光会館内)
	ひとり親家庭自立支援給付金事業	4ページをご覧ください。	お住まいの区のひとり親家庭サポーター(2ページ掲載)
子育て・生活支援	ひとり親家庭等日常生活支援事業	3ページをご覧ください。	お住まいの区の保健福祉(福祉)課
	ひとり親住宅	一般の市営住宅の入居募集とは別に、毎年1回特別抽選を行い、市営住宅の優先入居を行っています。収入基準・家賃等は一般の市営住宅と同じです。	こども青少年局 こども家庭課 (☎06-6208-8035)
	保育所等	3～5歳児及び市町村民税非課税世帯の0～2歳児の保育料は無料。また、市町村民税所得割額77,101円未満のひとり親家庭等に対して保育料の負担軽減があります。	お住まいの区の保健福祉(福祉)課 保育担当
	一時預かり事業	【利用料(日額)】 月～土 0歳児 2,700円 1・2歳児 2,000円 3歳児以上 1,200円 日・祝・年末年始 0歳児 3,600円 1・2歳児 2,700円 3歳児以上 1,600円 ※生活保護世帯、市民税非課税世帯のひとり親世帯等は無料	こども青少年局 管理課 (☎06-6208-8111)
	病児・病後児保育事業	【利用料(日額)】※ひとり親家庭等に対する減免を行っています。 所得税非課税世帯 600円 所得税課税世帯(児童手当所得制限限度額内の方) 1,200円 所得税課税世帯(児童手当所得制限限度額を超える方) 2,500円 ※生活保護世帯、市民税非課税世帯は無料	
	子どものショートステイ事業	【利用料(日額)】※ひとり親家庭等に対する減免を行っています。 0・1歳児 1,100円 2歳児以上 1,000円 ※市民税非課税世帯、生活保護世帯のうちひとり親家庭は無料	
養育費	「離婚・養育費」に関する専門相談	3ページをご覧ください。	各区の保健福祉(福祉)課
	公正証書等作成促進補助金		お住まいの区のひとり親家庭サポーター(2ページ掲載)
	養育費の保証促進補助金		
経済的支援	児童扶養手当(所得制限あり)	【支給月額】児童1人の場合、全部支給43,070円、一部支給43,060～10,160円 児童2人目の加算額は全部支給10,170円、一部支給10,160～5,090円 児童3人目以降の加算額は1人につき全部支給6,100円、一部支給6,090～3,050円	お住まいの区の保健福祉(福祉)課
	就学援助制度	経済的な理由により就学が困難な市立小・中学校の児童・生徒の保護者(市民税非課税世帯・児童扶養手当受給世帯等)に、学校教材費などの就学援助費を支給します。 【申請先】通学、通学予定の学校(毎年申請が必要)	教育委員会事務局学校運営支援センター事務管理担当 (就学支援グループ) (☎06-6115-7653)
	大阪市奨学費	経済的な理由により、高等学校、中等教育学校の後期課程または高等専門学校(専攻科および別科を除く)での修学が困難な生徒(市民税非課税世帯(生活保護世帯を除く)の生徒)に対して奨学費を支給します。 【支給額】第1学年(入学年度に限る) 107,000円以内(年額) 上記以外 72,000円以内(年額) 【申請先】在学している学校(毎年申請が必要)	教育委員会事務局学校運営支援センター事務管理担当 (就学支援グループ) (☎06-6115-7641)
	ひとり親家庭住宅支援資金貸付(所得制限あり)	自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に家賃相当額(月額上限4万円、最長12か月)を貸し付ける制度です。事業は(公社)大阪市ひとり親家庭福祉連合会が実施しますが、貸付を受けるためにひとり親家庭サポーターによる自立支援プログラムの策定が必要となります。	お住まいの区のひとり親家庭サポーター(2ページ掲載)
	母子父子寡婦福祉資金の貸付	ひとり親家庭および寡婦の経済的自立と生活の安定、子どもの福祉を図るために各種資金の貸付を行います。	お住まいの区の保健福祉(福祉)課
その他	ひとり親家庭医療費助成(所得制限あり)	公的医療保険に加入しているひとり親家庭の方で18歳(18歳に達した日以後の最初の3月31日)までの児童およびその父母または父母以外の養育者に対し、入院・通院にかかる保険診療の自己負担の一部等を助成します。	お住まいの区の保健福祉(福祉)課
	JR通勤定期の特別割引(所得制限あり)	児童扶養手当を受給している世帯の世帯員の方がJRを利用して通勤している場合に、通勤定期乗車券を3割引で購入できる証明書を発行します。	お住まいの区の保健福祉(福祉)課
	大阪市営駐輪場利用料金の割引	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育しているひとり親家庭の世帯員が駐輪場を利用する場合、一時利用回数券・定期利用料金が半額になります(世帯に1名)。ひとり親家庭医療証・児童扶養手当証書等を提示してください。	お住まいの区の保健福祉(福祉)課

※各事業の詳細、上記以外の制度・事業については「ひとり親家庭等サポートブック」や大阪市のホームページをご覧ください。

ひとり親家庭サポーターによる相談



各区保健福祉センター保健福祉（福祉）課において、就業支援の専門的知識をもつひとり親家庭サポーターが、ひとり親家庭の方及び寡婦の方に対し、就職や自立支援に関する制度などの情報を提供するとともに、きめ細かな就業相談を担当制で行っています。

また、ひとり親家庭自立支援給付金の事前相談・申請受理も行っています。

加えて、ひとり親家庭の方や離婚を考えている方に対し、無料弁護士相談（「離婚・養育費」に関する専門相談）のご案内や情報提供、公証役場や家庭裁判所への同行支援を行うほか、公正証書等作成促進補助金及び養育費の保証促進補助金の申請受理も行っています。

区役所の相談日や相談時間に来所できない方に対しては、訪問による相談等も行っていますので、お住まいの区役所または大阪市役所こども青少年局こども家庭課（☎06-6208-8034）までお問い合わせください。

相談・申請先

各区保健福祉センター保健福祉（福祉）課 ひとり親家庭サポーター

区名	相談窓口開設日	電話番号	区名	相談窓口開設日	電話番号
北区	火・木曜日	06-6313-9534	東淀川区	火・水・木曜日	06-4809-9850
都島区	火・木曜日	06-6882-9889	東成区	水・金曜日	06-6977-9156
福島区	水・金曜日	06-6464-9860	生野区	火・木曜日	06-6715-9089
此花区	水・金曜日	06-6466-9857	旭区	水・金曜日	06-6957-9857
中央区	水・金曜日	06-6267-9955	城東区	火・木・金曜日	06-6930-9065
西区	水・金曜日	06-6532-9952	鶴見区	火・木・金曜日	06-6915-9107
港区	水・金曜日	06-6576-9857	阿倍野区	火・木曜日	06-6622-9865
大正区	火・木曜日	06-4394-9914	住之江区	火・水・木曜日	06-6682-9857
天王寺区	火・木曜日	06-6774-9857	住吉区	水・木・金曜日	06-6694-9857
浪速区	火・木曜日	06-6647-9895	東住吉区	火・水・金曜日	06-4399-9838
西淀川区	火・木・金曜日	06-6478-9952	平野区	火・水・金曜日	06-4302-9857
淀川区	火・水・木曜日	06-6308-9423	西成区	水・金曜日	06-6659-9824

相談時間 午前9時15分～午後5時30分

※出張や予約相談などで不在場合がありますので、あらかじめお電話にてご確認ください。

※相談日が祝日の場合は、振替実施は行いません。



ひとり親家庭等就業・自立支援センター

大阪市にお住まいのひとり親家庭及び寡婦の方の自立を支援するため、就業相談・職業紹介・就業情報の提供、就業支援講習会など、一貫したきめ細かなサービスを実施しています。

◇職業紹介（仕事の相談・紹介・就業情報の提供等）

就業相談日時 月～土曜日 午前9時～午後5時（火・金曜日は午後8時まで）（夜間は予約制）

◇相談事業

相談種目	相談日時
法律相談	毎月第2土曜日 午後1時～4時 第3水曜日 午後6時～8時（いずれも要予約）
生活相談（電話相談）	月～土曜日 午前9時～午後8時

場所・お問い合わせ

母子・父子福祉センター 大阪市立愛光会館4F

大阪市北区中津1丁目4番10号

（Osaka Metro御堂筋線「中津」駅 5号出口を西へ約150m / 阪急電車（神戸線・宝塚線）「中津」駅 北へ約350m）

☎ 06-6371-7146 / FAX 06-6371-0685

ひとり親家庭等日常生活支援事業



ひとり親家庭及び寡婦の方で、技能習得のための通学・就職活動等の自立促進や、疾病・残業等で一時的に保育や家事・介護を必要とする場合に、家庭生活支援員を派遣したり、家庭生活支援員の居宅で保育を実施するなど、その生活を支援します。

恒常的・定期的な時間外勤務の際に支援が必要な場合にもご利用いただけます。さらに、自立のために必要な事由でやむを得ない場合は、利用時間数（月40時間を上限）を拡大し、家庭生活支援員の派遣を行っています。

家庭生活支援員の派遣には、お住まいの区の保健福祉センター保健福祉（福祉）課にて事前登録が必要です。

サービス内容

- ①生活援助…利用者の居宅における食事や身の回りの世話、住居の掃除、生活必需品の買い物、医療機関等との連絡、乳幼児や児童の保育
- ②子育て支援…家庭生活支援員の居宅等における乳幼児の保育

利用負担

所得に応じ、利用料の負担があります。

	利用世帯の区分	利用者の負担額（1時間あたり）	
		子育て支援	生活援助
A	生活保護世帯	0円	0円
B	市民税非課税世帯	0円	0円
C	児童扶養手当支給水準の世帯	70円	150円
D	上記以外の世帯	150円	300円

申請またはお問い合わせ

お住まいの区の保健福祉センター 保健福祉（福祉）課

家庭生活支援員の派遣依頼・お問い合わせ

委託事業者 大阪市ひとり親家庭福祉連合会 ☎ 06-6371-7146



「離婚・養育費」に関する専門相談

離婚・養育費に関する悩みをお持ちの大阪市内にお住まいの方々のために、大阪弁護士会所属の弁護士による専門相談を開催し、法律的な知識を要する問題の相談に応じ、アドバイスを行います。

離婚をご検討されている方で、養育費の取り決めや子どもの親権、子どもとの面会について一度専門的な意見を聞いてみたいとお考えの場合にご利用ください。費用は無料。秘密は厳守いたします。

また、相手方との調整の中で、複雑な法律上の問題が生じた場合には、ひとり親家庭サポーターによる相談を通じて、随時、弁護士事務所での相談を調整させていただきます。

対象

大阪市にお住まいの未成年の子ども（胎児含む）がいる父母（市内在住であれば、どちらの区役所でもご相談いただけます）

費用

無料

開催日時

- ・開催日は区役所により異なります。（詳細は大阪市ホームページ <https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000384456.html> をご覧ください）
- ・開催時間は午後2時から午後5時（相談時間は45分以内です）
- ・随時相談については、ひとり親家庭サポーターを通じ、弁護士事務所と調整になります。（相談時間は60分以内、費用は無料です）

受付及び予約方法

各区の保健福祉センター 保健福祉（福祉）課にお問い合わせください。



養育費に関する公正証書等作成促進補助金・養育費の保証促進補助金

	養育費に関する公正証書等作成促進補助金	養育費の保証促進補助金
事業内容	ひとり親家庭の母または父の養育費の取り決め内容の債務名義化を促進し、継続した履行確保を図ることを目的に、公正証書など債務名義を有した文書の作成にかかる本人負担費用等を補助します（対象となる文書は、確定判決や強制執行認諾約款付公正証書、調停調書など）。	ひとり親家庭の母または父の養育費の取り決め内容の債務名義化を促進し、継続した履行確保を図ることを目的に、保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結する際の本人負担費用（保証料）を補助します。児童扶養手当を受給できる所得水準にあることや、調停調書など養育費の取り決めにかかる債務名義を有していることなど条件があります。
補助金額	対象経費全額（対象となる経費は、公証手数料や家庭裁判所の調停や裁判に要する収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用など）	保証料として本人が負担する費用のうち、月額養育費と5万円を比較して少ない方の金額

申請またはお問い合わせ

お住まいの区の保健福祉センター 保健福祉（福祉）課 ひとり親家庭サポーター